

令和6年度山形県きのこ栽培燃油価格等高騰対策支援事業（第2期）のご案内

原油価格・物価高騰の影響を受けているきのこ生産者の経営の安定を図るため、きのこの生産に係る燃油価格等の高騰に伴う生産経費（光熱費）の上昇による掛かり増し経費について支援を行います。

1 対象となる事業者

山形県内できのこの生産を行う、農業協同組合、きのこの生産を行う法人、きのこ生産者が組織する団体。

※きのこ生産者の組織する団体のうち、法人格のない団体にあつては、規約等を有し、団体の意思を決定し、執行する組織が確立されており、かつ、予算、決算等の会計処理が適正に行われている者に限る。

2 事業者の要件

1 補助事業者あたりの令和6年次（令和6年1月～12月）の栽培きのこの生産量の合計が20t以上であること。※きのこの品目は問わない（マッシュルームを除く）

3 交付額

交付額＝令和7年1月～6月の栽培きのこの生産量（kg）×4.45円/kg

※生産量は出荷伝票等により確認できるものに限る。

4 申請書の提出

（1）申請様式

次の県のホームページからダウンロードするか最寄りの総合支庁申請窓口までお問合せください。

ホーム > 産業・しごと > 農林水産業 > 農業 > 農産物・地産地消 > きのこと・山菜など

（2）添付書類

- ① 生産量が確認できる書類（集計表等）
- ② 振込先の通帳の写し
- ③ 規約又は定款の写し
- ④ 直近の決算資料の写し

※②～④について、令和4年度山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業もしくは令和4年度山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業、令和5年度山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業、令和5年度山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業（第2期）、令和6年度山形県きのこ出荷資材価格高騰対策支援事業において同書類を提出しており、変更が無い場合は添付不要

（3）申請期限及び申請先

令和7年8月21日までに所管の総合支庁申請窓口申請書に申請書を提出してください。

ただし、事前（4月～5月予定）に要望を提出していただく必要がありますので、所管の総合支庁申請窓口にお問い合わせください。

【申請窓口】

○村山総合支庁森林整備課 普及担当
電話：023-621-8285

○最上総合支庁森林整備課 普及担当
電話：0233-29-1351

○置賜総合支庁森林整備課 普及担当
電話：0238-26-6065

○庄内総合支庁森林整備課 普及担当
電話：0235-66-5534